

枚 数	表 紙 共 10 枚
設 計 年 月	2022年12月

八札番号:7

令和5年度～令和9年度

富山県流域下水道ダライオキシン類等調査業務委託

参考数量調書

(公財)富山県下水道公社
施 設 管 理 課

総括表

委託業務価格	円	履行場所	高岡市二上地内及び射水市海童町地内
消費税相当額	円	履行内容	二上浄化センター及び神通川左岸浄化センターのダイオキシン類等の調査を 委託するもの
設 計 額	円		

委託費内訳表

費目	細目	数量	単位	金額	備考
1 委託業務価格(税抜き)					
令和5年度		1	ヶ年		
令和6年度		1	ヶ年		
令和7年度		1	ヶ年		
令和8年度		1	ヶ年		
令和9年度		1	ヶ年		
小計					
2 消費税相当額					
令和5年度	税率'10%	1	式		
令和6年度	税率'10%	1	式		
令和7年度	税率'10%	1	式		
令和8年度	税率'10%	1	式		
令和9年度	税率'10%	1	式		
小計					
3 設計額(税込)					
令和5年度		1	ヶ年		
令和6年度		1	ヶ年		
令和7年度		1	ヶ年		
令和8年度		1	ヶ年		
令和9年度		1	ヶ年		
小計					

委託業務說明細表

一位代価表 第 1 号

名 称 排ガスDXN類調査(二上浄化センター)

一 金 円

1 ケ年 当たり

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 额	備 考
DXN類 ばいじん	炉運転時(3,4号炉)	2	検体			
塩化水素 ばいじん	炉運転時(〃)	2	検体			
一酸化炭素、酸素等 ばいじん	炉運転時(〃)	2	検体			
その他(流量、水分、温度等) ばいじん	炉運転時(〃)	2	検体			
	計					

一位代価表 第 2 号

名 称 排ガスDXN類調査(神通川左岸浄化センター)

一 金 円

1 ケ年 当たり

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 额	備 考
DXN類 ばいじん	炉運転時(1,2号炉)	2	検体			
塩化水素 ばいじん	炉運転時(〃)	2	検体			
一酸化炭素、酸素等 ばいじん	炉運転時(〃)	2	検体			
その他(流量、水分、温度等) ばいじん	炉運転時(〃)	2	検体			
	計					

一位代価表 第 3 号

排水DXN類調査(二上浄化センター)

金一

1 ヶ年当たり

号 4 第 位代碼

田金一

1 年 当たり

排水DXN類調査(神通川左岸浄化センター)

卷之三

一位代碼第4号

一位代価表 第5号

名稱
業種
等DXN類調查(二上淨化センター)

四
一

1年当たり

一位代值表 第 6 号

産業廃棄物等DXN類調査(神通川左岸淨化センター)

田一金

1ヶ年当たり

一位代価表 第 8 号

名 称 作業環境DXN類調査(神通川左岸浄化センター)

四
— 金

1 ヶ年当たり

名	称	摘要	数量	单位	单值	金额	備考
						1ヶ年 当たり	

富山県流域下水道ダイオキシン類等調査業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、二上浄化センター及び神通川左岸浄化センターのダイオキシン類等調査業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 業務内容は、二上浄化センター及び神通川左岸浄化センターにおけるダイオキシン類等の検体の採取及び分析を行いその結果について報告するものとする。
い。

(資格条件等)

第3条 本業務を履行するに当たり有する資格等条件は以下のとおりとする。

(1) 計量法第107条に定める「濃度に係る計量証明の事業」として都道府県に登録されていること。

(2) 特定計量証明事業者認定制度(MLAP)において「大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業」及び水中又は土壤中のダイオキシン類の濃度に係る事業」のいずれも認定の有効期間内であり、計量法第107条に定める「特定濃度に係る計量証明の事業」として都道府県に登録されていること。

(3) 作業環境測定期間の登録を受けていること。

(法令遵守)

第4条 受注者は、委託業務の履行にあたり大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、計量法(平成4年法律第51号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他関連する法令を遵守して、業務を行うものとする。

なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等については、発注者と受注者にて協議するものとする。

(提出書類)

第5条 提出書類は以下に示すとおりとする。

(1) 業務着手時に提出する書類

- ①業務着手届(様式第16-1号)
- ②業務工程表(様式第17-1号)
- ③管理技術者等届(様式第18-1号)
(管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士(濃度関係)登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。)

- ④計量法による計量証明事業(濃度及び特定濃度)登録の写し
- ⑤計量法による計量証明事業登録簿の謄本の写し
- ⑥計量法による認定特定計量証明事業者認定の写し
- ⑦作業環境測定士登録証の写し
- ⑧計量証明に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類
- ⑨試料の採取手順及び分析項目ごとの分析手法(フロー)を記した書類

(2) 業務完了時に提出する書類(年度完了毎に提出)

- ①業務委託完了届(様式第20-1号)

- ②調査報告書（A4版） 各浄化センター2部
- ③調査報告書が記録された電子媒体（CD-R等） 1式
- ④測定値を記録したチャート紙等の関係資料 1部
- ⑤業務記録写真 1部

(3)その他、調査職員が提出するように指示した書類

(技術者の配置等)

第6条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確に業務を履行しなければならない。

2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならぬ。

3 環境計量士は、ダイオキシン類等の計量を証明しなければならない。

(調査)

第7条 受注者は、ダイオキシン類調査を下記の要領により行わなければならない。

(1)調査の実施場所

別添の図面

(2)調査の回数等（1ヶ年あたり）

調査箇所及び調査回数は以下及び別添分析項目等一覧による。

①排ガス調査

・二上浄化センター	3号溶融炉	: 1回
	4号溶融炉	: 1回
・神通川左岸浄化センター	1号溶融炉	: 1回
	2号溶融炉	: 1回

②排水調査

・二上浄化センター	流入水	: 1回 → 1検体
	放流水	: 1回 → 1検体
	施設返流水	: 2回 → 2検体
・神通川左岸浄化センター	流入水	: 1回 → 1検体
	放流水（海域放流水）	: 1回 → 1検体
	放流水（砂ろ過水）	: 1回 → 1検体
	施設返流水	: 2回 → 2検体

③産業廃棄物等調査

・二上浄化センター	3号溶融炉及び4号溶融炉スラグ	: 各々 1回
	3号溶融炉及び4号溶融炉2次室ダスト	: 各々 1回
	3号溶融炉及び4号熔融炉廃熱ボイラーダスト	: 各々 1回
	3号溶融炉及び4号溶融炉の湿式または乾式E Pダスト	: 各々 1回
・神通川左岸浄化センター	1号溶融炉及び2号溶融炉溶融スラグ	: 各々 1回
	1号溶融炉及び2号溶融炉2次室ダスト	: 各々 1回
	1号溶融炉及び2号溶融炉廃熱ボイラーダスト	: 各々 1回
	1号溶融炉及び2号溶融炉湿式または乾式E Pダスト	: 各々 1回
	脱水汚泥	: 1回

④作業環境測定

・二上浄化センター	3号溶融炉運転時炉室内	: 2回
(内1回はD値代用、粉じんのみ測定)		

- 4号溶融炉運転時炉室内 : 2回
 (内1回はD値代用、粉じんのみ測定)
 3号溶融炉整備時炉内 : 1回
 4号溶融炉整備時炉内 : 1回
 3号溶融炉整備時炉室内 : 1回
 4号溶融炉整備時炉室内 : 1回
 ガス状、粒子状同時分析とする。
- ・神通川左岸浄化センター
- 1号溶融炉運転時炉室内 : 2回
 (内1回はD値代用、粉じんのみ測定)
 2号溶融炉運転時炉室内 : 2回
 (内1回はD値代用、粉じんのみ測定)
 1号溶融炉整備時炉内 : 1回
 2号溶融炉整備時炉内 : 1回
 1号溶融炉整備時炉室内 : 1回
 2号溶融炉整備時炉室内 : 1回
 ガス状、粒子状同時分析とする。

(3) 実施時期

調査時期は、発注者の事前の指示によるものとする。

(4) 測定項目

① 排ガス調査

- ・ダイオキシン類
- ・ばいじん
- ・塩化水素
- ・一酸化炭素、酸素等
- ・流量、水分、温度等その他ダイオキシン類等の算定に必要な項目

② 排水調査

- ・ダイオキシン類

③ 産業廃棄物等

- ・ダイオキシン類

ただし、二上浄化センター3号、4号溶融炉のダスト3検体及び神通川左岸浄化センター1号、2号溶融炉に測定するダスト3検体については、次の8項目の溶出試験も実施すること。

- ・アルキル水銀化合物
- ・水銀又はその化合物
- ・カドミウム又はその化合物
- ・鉛又はその化合物
- ・六価クロム化合物
- ・砒素又はその化合物
- ・セレン又はその化合物
- ・1,4-ジオキサン

二上浄化センター3号、4号溶融炉のダスト3検体及び神通川左岸浄化センター1号、2号溶融炉のダスト3検体について、水銀の含有試験を実施すること。

④ 作業環境調査

- ・ダイオキシン類

(5) 測定方法

排ガス、排水及び産業廃棄物等のダイオキシン類の測定についてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）に基づき、最新の分析方法により行うものとする。

作業環境測定については、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成13年厚生労働省労働基準局長通達基発第401号）に基づき、最新の測定方法により必要な作業を実施すること。なお、測定内容は別紙作業環境測定予定表を基本とする。

ダストの溶出試験は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）等の公定法により分析を行う。

(分析精度の管理)

第8条 受注者は、当該業務を実施するにあたり、自ら分析精度を管理しなければならない。

(解析等)

第9条 受注者は、今年度の調査結果と発注者が提供する本調査に係る過年度の調査資料とを比較検討し、溶融炉運転時におけるダイオキシン類排出状況について解析及び考察を行うものとする。

(報告)

第10条 受注者は、分析測定結果の報告を速やかに行うものとする。また、報告書は浄化センターごと年度ごとに1冊にまとめるものとする。

(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第11条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(個人情報の保護)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈)

第13条 この仕様書の各条項に疑義が生じた場合、又は定めのない場合には、発注者と受注者双方にて協議し定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、業務を行うために個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、管理の業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、管理の業務を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間が満了し、又は契約を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、業務を行うために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。委託期間が満了し、又は契約を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第7 複写又は複製の禁止

乙は、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務停止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、業務を行うために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は隨時、実地に調査することができる。

第10 指示

甲は、乙が業務を行うために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

第11 事故報告

乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第12 損害のために生じた経費の負担

管理の業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第13 名称等の公表

甲は、乙がこの協定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し、秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し、目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し、必要な措置を怠り、個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

分析項目一覧

No	分析項目	排ガス調査	排水調査	産業廃棄物調査			作業環境測定			
				溶融スラグ	脱水汚泥	ダスト類	運転時炉棟内	整備時炉内	整備時炉棟内	並行測定
1	ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	ばいじん	○								
3	塩化水素	○								
4	一酸化炭素、酸素等	○								
5	その他(流量、水分、温度等)	○								
6	アルキル水銀化合物					○				
7	水銀又はその化合物					○				
8	カドミウム又はその化合物					○				
9	鉛又はその化合物					○				
10	六価クロム化合物					○				
11	砒素又はその化合物					○				
12	セレン又はその化合物					○				
13	1,4-ジオキサン					○				
14	水銀及びその化合物(含有)					○				
15	前処理費(溶出)					○				

二上浄化センター分析検体数(1ヶ年あたり)

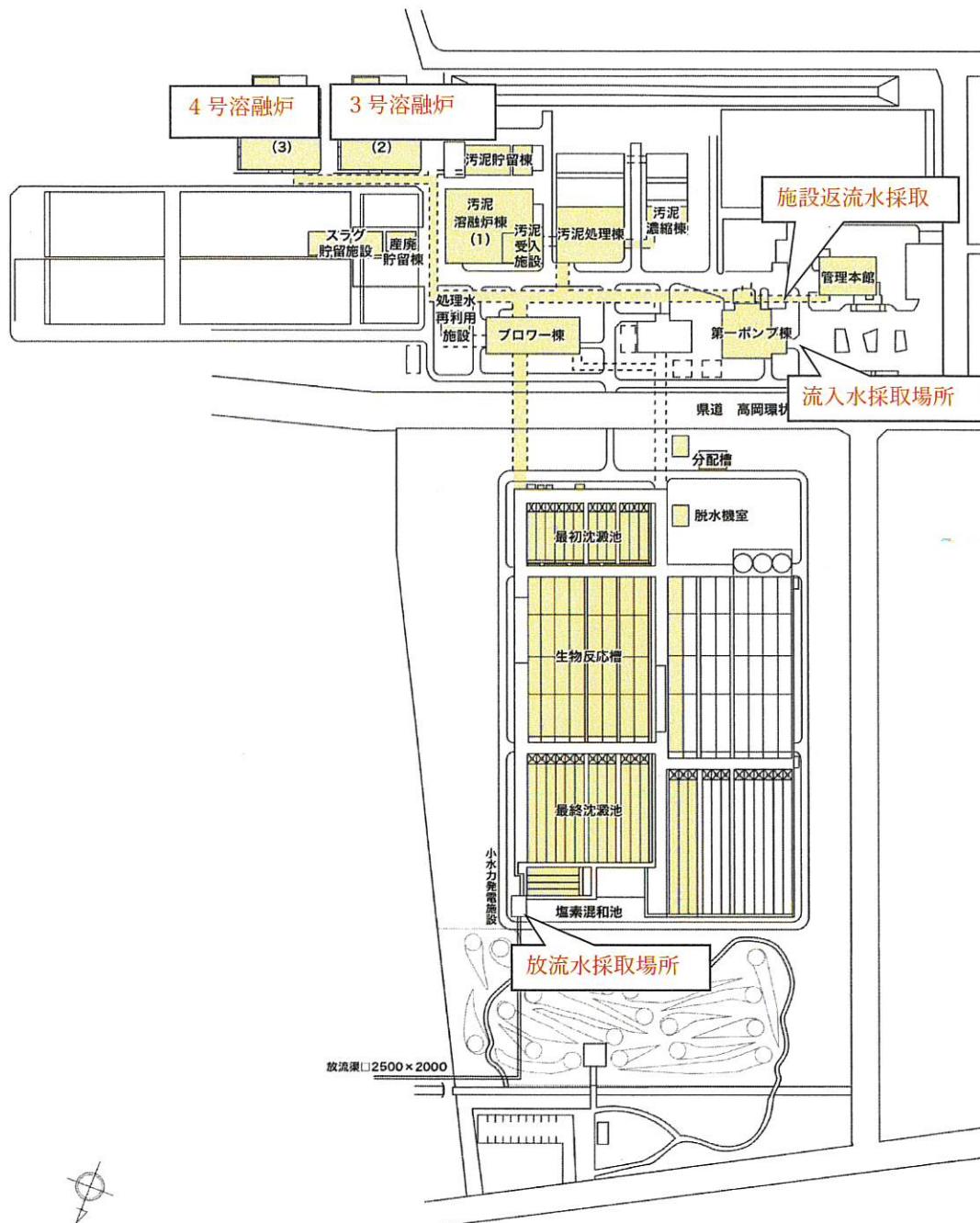
No	分析項目	排ガス調査	排水調査	産業廃棄物調査			作業環境測定			
				溶融スラグ	脱水汚泥	ダスト類	運転時炉棟内	整備時炉内	整備時炉棟内	並行測定
1	ダイオキシン類	2	4	2	-	6	4	2	2	6
2	ばいじん	2								
3	塩化水素	2								
4	一酸化炭素、酸素等	2								
5	その他(流量、水分、温度等)	2								
6	アルキル水銀化合物					6				
7	水銀又はその化合物					6				
8	カドミウム又はその化合物					6				
9	鉛又はその化合物					6				
10	六価クロム化合物					6				
11	砒素又はその化合物					6				
12	セレン又はその化合物					6				
13	1,4-ジオキサン					6				
14	水銀及びその化合物(含有)					6				
15	前処理費(溶出)					6				

神通川左岸浄化センター分析検体数(1ヶ年あたり)

No	分析項目	排ガス調査	排水調査	産業廃棄物調査			作業環境測定			
				溶融スラグ	脱水汚泥	ダスト類	運転時炉棟内	整備時炉内	整備時炉棟内	並行測定
1	ダイオキシン類	2	5	2	1	6	4	2	2	6
2	ばいじん	2								
3	塩化水素	2								
4	一酸化炭素、酸素等	2								
5	その他(流量、水分、温度等)	2								
6	アルキル水銀化合物					6				
7	水銀又はその化合物					6				
8	カドミウム又はその化合物					6				
9	鉛又はその化合物					6				
10	六価クロム化合物					6				
11	砒素又はその化合物					6				
12	セレン又はその化合物					6				
13	1,4-ジオキサン					6				
14	水銀及びその化合物(含有)					6				
15	前処理費(溶出)					6				

二上浄化センター

■ 管理対象施設



神通川左岸浄化センター

資料2

足洗潟、神明川、四方放流管 $\phi 1350$

